

# 平成28年度社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 保育補助者雇上費貸付制度のご案内

保育士の雇用管理改善や労働環境改善に取り組んでいる保育事業者の方へ、保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇上げるために必要な費用を無利子で貸し付けます。

## ■平成 28 年度申請受付期間

平成 29 年 1 月 16 日（月）～3 月 3 日（金）必着

## ■貸付額（無利子）

年額 2,953,000 円（上限）

※ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が 2 割以上の保育所等において、更に短時間勤務の保育補助者を雇上げる場合は、年額 2,215,000 円を上限に、貸付金を加算することができます。

## ■貸付対象

平成 28 年 4 月 1 日以降、新たに保育補助者（フルタイム※1）を雇上げる次のいずれかに該当する県内の施設又は事業者（以下「保育所等」となります）。

※1 保育補助者の 1 年当たりの必要最低従事時間が 1,440 時間以上。  
ただし、週 30 時間以上勤務することを原則とします。

- (1) 保育所及び幼保連携型認定子ども園（児童福祉法第 7 条）  
（ただし地方自治体が運営するものを除く）
- (2) 小規模保育事業者（児童福祉法第 6 条第 3 の第 10 項）
- (3) 事業所内保育事業者（児童福祉法第 6 条の 3 の第 12 項）

※2 上記（2）、（3）については「子ども・子育て支援法」第 29 条に規定する「地域型保育給付費」または同法 30 条に規定する「特例地域型保育給付費」の支給の算定対象となる者を雇上げる場合を除きます。

〔お問い合わせ先〕

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

（電話）029-350-8366

茨城県社会福祉協議会保育補助者雇上費

検索



## ■貸付対象の特例

次の①から③のいずれかに該当する場合は、既に雇用している保育補助者も雇上費貸付の対象となります。

- ① 既に雇用している保育補助者について、施設として保育士資格取得に取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の保育補助者を雇用する計画を提出した場合
- ② 貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上の場合
- ③ 貸付を受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が11年以上である場合

## ■貸付期間

保育補助者を雇上げている期間（最長3年間）

## ■申請方法

保育所等において、募集要項にある雇上費貸付申請書ほか、申請に必要な書類等を作成のうえ、申請受付期間内にお申込みください。

（申請に必要な書類）

雇上費貸付申請書、保育業務改善計画書、保育士資格取得支援計画書、保育補助者による誓約書などのほか、連帯保証人を1名立てていただきます。

## ■貸付決定

- 提出いただいた書類を審査のうえ貸付決定します。
- 貸付決定後、貸付契約の締結と貸付金の送金先の金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の届出をしていただきます。

## ■貸付金のお支払い

- 平成28年度貸付金は貸付契約締結後、お申出のあった金融機関（ゆうちょ銀行を除く）へ一括して送金します。
- 平成29年度以降は、年4回に分けて送金します。  
送金時期：4月（4～6月分）、7月（7～9月分）、  
10月（10～12月分）、1月（1～3月分）

## ■その他

- 保育補助者が貸付期間中又は貸付終了後1年の間に保育士資格を取得した場合、貸付金の返還が免除されます。
- 毎年、届出いただく書類等があります。